

やまなし社会的養育推進計画の改定

背景

- 令和2年3月に「やまなし家庭的養護推進プラン」の全面見直しを行い、「やまなし社会的養育推進計画」を策定（期間R2～R11年度）
- その後、令和4年2月に国において社会的養育専門委員会報告書が取りまとめられ、同年6月に児童福祉法が改正
- こうした動向を踏まえるとともに、現行計画における課題への対応を行うため、既存の計画を全面的に見直し、新たな計画を策定

R7.3月 子ども福祉課



計画概要

- 計画期間：令和7年度から令和11年度まで(5年間)
- 位置付け：山梨県こども計画（仮称）の部門計画として策定

社会的養育を推進するための基本事項

(*)永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を子どもに保障すること

児童福祉法等の理念の浸透

家庭養育を優先する支援体制の強化

パーマネンシーの保障(*)

社会的養育を推進するための取組

注：計画策定に伴う新たな取組・青
本県独自の取組・・・赤

①当事者である子どもの権利擁護の取組

- ・児童相談所における意見聴取等措置のスキル向上
- ・意見表明等支援事業の実施拡大

・(独)「子ども支援委員会」による権利侵害の救済

代表的な指標
意見表明支援事業を活用可能な子どもの割合
R5：実績なし ⇒ R11：100%

②市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- ・ショートステイ事業や子育て世帯訪問支援等の家庭支援事業の実施に向けた支援
- ・こども家庭センターの設置促進と人材養成
- ・児童家庭支援センターの機能強化と設置促進

代表的な指標
こども家庭センター設置市町村数
R5：実績なし ⇒ R11：27市町村

③支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・妊産婦等生活援助事業の実施に向けた検討
- ・助産制度の周知や予期しない妊娠を予防するための教育の強化

代表的な指標
妊産婦等生活援助事業所数
R5：実績なし ⇒ R11：2か所

④一時保護改革に向けた取組

- ・できる限り家庭的な環境下で、一人一人の状況に応じた保護の実施
- ・一時保護委託が可能な里親や一時保護専用施設の確保
- ・(新)一時保護時の教育機会を確保するための通学支援

代表的な指標
一時保護専用施設（ユニット）数
R5：実績なし ⇒ R11：2か所

⑤代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・(独)児童相談所専任チームのパーマネンシープランによるケースマネジメントの徹底
- ・家族再統合プラン等に基づく家庭再統合に向けた取組の実施
- ・(新)民間あっせん事業者を利用した特別養子縁組について手数料負担の軽減

代表的な指標
特別養子縁組の成立件数
R5：2件 ⇒ R11：7件

⑥里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

・(新)ショートステイ事業協力里親など里親の生活に応じた受入機会の確保

- ・社会全般の里親に関する理解の浸透
- ・研修実施による里親の専門性向上
- ・ファミリーホームの設置の促進

代表的な指標
里親等委託率
3歳未満 R5：54.5% ⇒ R11：75.0%
3歳以上未就学 R5：59.2% ⇒ R11：75.0%
学童期以降 R5：31.7% ⇒ R11：50.0%

⑦施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化等に向けた取組

- ・小規模かつ地域分散化、高機能化等に向けた支援の強化
- ・入所児童の家庭統合に向けた親や家族支援の充実
- ・児童指導員等の専門性向上と業務負担軽減

代表的な指標
児童家庭支援センター設置数
R5：2か所 ⇒ R11：3か所

⑧社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・児童自立生活援助事業の活用による支援体制の強化
- ・(新)社会的養護経験者に対する一時避難的かつ短期間な居場所の提供

代表的な指標
児童自立生活援助事業所数
R5：1か所 ⇒ R11：2か所

⑨児童相談所の強化等に向けた取組

- ・児童相談所と市町村、警察等の関係者間の連携強化
- ・児童福祉司、児童心理司や弁護士等の適正配置
- ・(新)こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進

代表的な指標
こども家庭ソーシャルワーカー新規取得者
R5：実績なし ⇒ R11：2名/年

⑩障害児入所施設等における支援

- ・障害児入所施設における良好な家庭的環境の確保
- ・社会的養護の子どもに対する障害児通所支援サービスの活用

⑪(独)子ども家庭福祉に係る専門職の育成

・山梨県立大学 子ども家庭福祉大学院をはじめとした県内教育機関等との連携による人材育成